

「射水でお買い物せんまいけ いみずスクラッチくじ」  
参加事業者募集要項

1. 事業名

新型コロナウイルス感染症対策 消費喚起事業  
『射水でお買い物せんまいけ いみずスクラッチくじ』

2. 実施主体

射水市商工協議会(射水商工会議所・射水市商工会)[後援:射水市]

3. 実施方法

参加店舗で1,000円お買い上げ毎にスクラッチくじを1枚進呈。店頭で抽選。当たりの景品として参加店舗で使用できる商品券を贈呈。

4. 事業実施期間

○ 売出期間

令和2年10月31日(土)～令和3年1月17日(日)

○ 景品の引換期間 お買い物券の使用期間

令和2年10月31日(土)～令和3年1月31日(日)

5. 事業者募集期間

令和2年9月18日(金)～令和2年10月9日(金)

6. 応募資格

① 射水商工会議所、射水市商工会の会員事業所である者

② 「中小企業基本法第2条第1項」で規定される中小企業者

業 種	(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

③ 「産業分類区分」中分類の以下の業種に該当する者

各種商品小売業、飲食料品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、その他の小売業、一般飲食店、遊興飲食

店、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業

次に掲げる者は応募することができません。

- (1) 射水市暴力団排除条例(平成 24 年射水市条例第1号)第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 公序良俗に反する営業活動を行っている者
- (3) その他本事業の趣旨にそぐわないと認められる者

## 7. 参加料

1,000円 (1店舗につき)

※ 複数の店舗で参加を希望する場合は、経営者が同じであっても、1店舗につき参加料が必要です。

## 8. スクラッチくじ料金

2,000円(スクラッチくじ1セット[100枚])

※ 参加店には参加料とは別に、最低1セット[100枚]のスクラッチくじを購入してもらいます。

※ スクラッチくじの購入は、原則初回のみです。前年の売上や、最近の景況等を踏まえ、購入枚数は十分にご検討ください。

※ スクラッチくじの返品はできませんのでご注意ください。



## 9. 応募方法

① 参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、募集期間内(令和2年9月18日(金)～10月9日(金))に、射水商工会議所会員及び新湊地区の店舗は射水商工会議所に、射水市商工会会員及び小杉・大島・大門・下地区の店舗は射水市商工会にFAXもしくは郵送。(持参可)

② 参加料1,000円と申し込んだスクラッチくじの代金を、支払期日(令和2年10月9日(金))までに申込先の窓口に納付。

※ 参加料・スクラッチくじ代金は、必ず期日までにご納付ください。参加申込書をいただいても、代金を期日までに納入いただけない場合は、参加できませんのでくれぐれもご注意ください。

## 10. 景 品

本事業の参加店で使用できるお買い物券を贈呈。

- 1 等 参加店お買い物券10,000円分  
別途お買い物券[1,000円券10枚綴り]を発行
  - 2 等 参加店お買い物券 1,000円分
  - 3 等 参加店お買い物券 300円分
- ※ スクラッチカードを擦っていただくと、「1等」「2等」「3等」「ハズレ」と、それぞれ記載してあります。
- ※ 1等の引き換えは射水商工会議所、射水市商工会窓口で受け付けます。景品引換期間、お買い物券使用期間共に、令和2年10月31日(土)から令和3年1月31日(日)までとなりますので、当選者にお伝えください。
- ※ 2等のお買い物券1,000円分、3等のお買い物券300円分については、「2等」「3等」と記載してあるスクラッチカードをお買い物券として使用していただきますので、当選者にお伝えください。
- ※ 景品表示法の「共同懸賞」の規制により、当選本数については、参加事業者が確定した後に決定します。



## 11. お買い物券の換金について

お買い物券の換金については、必ず参加申込書を提出したところで申請してください。

射水商工会議所と射水市商工会で、換金手順が違いますので、ご注意ください。

換金期限は令和3年2月26日(金)までです。期限を過ぎての換金は受けかねますので、くれぐれもご注意ください。

- ・ 射水商工会議所の場合
  - ① 換金請求書に必要事項を記入の上、受付期間中にFAX、もしくは写しを商工会議所窓口を持参する。
  - ② 換金指定日に商工会議所に来所し、現金を受け取り、受領確認書に捺印。  
持参する物 換金請求書、請求根拠となる利用済みお買い物券・スクラッチくじ、  
印鑑

